

令和元年10月18日

市内農業者の皆様へ

小美玉市産業経済部農政課長

被災農業者向け補助事業の要望調査について

日頃より、市農業行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。
また、台風第15号により被災された方には心よりお見舞い申し上げます。
さて、このたび台風第15号により被災された方に向けた国による支援が行われることとなりましたので、要望調査を実施します。
つきましては、下記内容をよくお読みいただき、活用を希望される場合には必要書類をご用意のうえ、市役所農政課農政係まで要望いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

令和元年台風第15号により農業用施設等が被災した者で被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする者。

2 支援対象

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設及び農業用ハウス等に流入した土砂（土砂混じりがれき等）の撤去。

再建・修繕の場合に、併せて自己負担での強度の向上、規模拡大を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の変更は可能。
農業用ハウス等の園芸施設共済の引受対象となる施設の再建・修繕を行う場合、再建等した施設について、園芸施設共済等の保険の加入が必要。

3 補助率

《 2の(1)～(4) 》

・事業費の3/10以内

(園芸施設共済加入済の農業用ハウスについては、共済金の国費相当額を合わせて事業費の1/2相当の支援)

※県0.5/10、市0.5/10の上乗せ補助を行います。

《 2の(5) 》

下記の①～④により算出した金額と事業費のいずれか低い額の3/10以内

※県1.5/10、市1.5/10の上乗せ補助を行います。

①被覆材がガラスのハウス	1,200円/m ²
②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス	880円/m ²
③被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290円/m ²
④畜舎	4,500円/m ²

4 必要書類

①被災した施設等の被災状況(被災箇所その他、間口、延長、形状、寸法、素材等)が確認できる写真

②被災した場所が分かる配置図(手書き可)

③作業等に係る費用の見積書(原則3社以上より聴取)

④発注書、納品書、請求書、領収書などの書類(※着工済の場合のみ)

⑤消費税の確定申告書(免税事業者はそのことが分かる資料)の写し

⑥別紙「要望調査票」

※手続きを進めるにあたり、その他下記の追加書類の提出が必要となりますのでご注意ください。
被災した場所が被災当時に遊休化していないことが確認できる書類(写真や作業日誌等)、農業経営をしていることが確認できる書類(確定申告書の収支内訳書や減価償却表等)、被災した施設等の概要が確認できる書類(取得当時の見積書や仕様書、経過年数が確認できる資料、家屋の場合は課税明細書等)、発注書、契約書、納品書、請求書、入出金の分かるもの(通帳の写し等)、領収書、施設園芸共済支払通知書(共済に加入している場合)、出来高に対する見積書、着工前後及び工事途中の写真、修繕不能証明書、融資の手続きに係る一連の書類(借入れを行う場合)等

※書類が不足の場合、申請をお断りする場合があります。

※被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、当事業の手続き前の取組でも対象となります。
必要書類の確認・保管をお願いいたします。

5 要望〆切

令和元年11月6日(水)

※4必要書類の①～⑥をお持ちのうえ農政課までお越してください。

6 受付・問い合わせ

〒319-0192 小美玉市堅倉835
小美玉市役所農政課 農政係 小沼・岩瀬
TEL 0299-48-1111 (内線 1157)